2012.9.1

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

ニュース・レター vol.16

CONTENTS 目 次

●福祉から就労へ～ワークプラザたましま，ハローワーク総社の取り組み～…… P1
●「韓国調査に行ってきました。」…… P2
●新任のご挨拶…… P4

福祉から就労へ～ワークプラザたましま，ハローワーク総社の取り組み～

弁護士 押田 朋大

６月19日，日弁連貧困対策本部のみなさんと一緒に，ワークプラザたましま，ハローワーク総社にうかがって視察をしてきました。

この２か所では，生活保護受給者や障がい者などの就労と自立をいかに支援していくかという点について，先進的な取り組みが行われています。

福祉関係者が，こういった方々に対して就労と自立を促すといったことはかつてから行われてきましたが，福祉関係者は就労について詳しいわけではありませんし，逆にそういった方々からの就職相談を受ける側のハローワークもその方が抱えている特性，生活状況，なにが就労を困難にしているのかといった点について詳しく把握できず，効果的な支援を行えないといった状態になっていました。また，福祉のケースワーカーは市町村，ハローワークの職員は国に所属しており，そのことも情報の共有の壁となっていました。

こうした弊害を取り除くため，今回訪問させていただいた２か所ではそれぞれ所在する市（倉敷市，総社市）とアクションプランを作成，協定を結ぶことにより，両者が協力して就労支援にあたることができるようにし，現在ではハローワークの職員と市の職員が一緒に支援にあたっています。

具体的には，福祉関係者とハローワークの職員が一緒に支援プランをたてるところから支援を行い，そのことによりハローワーク側もやみくもに事業所を紹介するのではなく，その方に合った仕事を紹介できるようになったとのことで，総社市では生活保護受給者で支援した方のうち60％もの方が就職につながったとのお話でした。

福祉を受ける期間が長ければ長いほど，ご本人の就労意欲が衰え，より一層就労が困難になってしまう傾向があることから，たとえば生活保護であれば，生活保護申請と同時に一体となって支援を開始するようにしているとのことでした。

福祉関係者とハローワークの職員とが協力してご本人の就労と自立を支援していく。言われてしまえば,むしろなぜ今までこのような取り組みがなかったのだろうと思えるようなことですが，コロンブスのタマゴのようなもので，このような取り組みがはじまっていることに素直にすごいと感じましたし，このような取り組みが他の市町村にも広がっていくといいなと思いました。

▶▶

「韓国調査に行ってきました。」

弁護士　邊（ぴょん）　公律（こんゆる）

2012 年5月 17 日・18 日と２日間の日程で，日弁連の国選弁護シンポジウム実行委員会の調査で，韓国を訪れました。今回の調査は，今年 12 月 14 日に岡山で開催される国選弁護シンポジウムの準備が目的です。調査団は，11 人で，岡山パブリックからは，私のほか，水谷弁護士，西尾弁護士が参加しました。

大韓弁護士協会

日本では，現在のところ，逮捕勾留された被疑者が起訴される前に，身体拘束を解いてもらうために保釈を請求することができません。また，捜査機関が令状を裁判所に請求した場合，ほぼ必ず令状が出され，弁護人が起訴前に打てる手を打ってもなかなかいい結果が出るケースが少ないのが実情です。そのため，事件の捜査は，被疑者の身体を拘束した状態で進むことが多く，その現状を少しでも変えることが課題となっています。

今回，韓国を視察したのは，以前は日本と同様の韓国が，近年，法律の改正により，被疑者の身体拘束に対する取り扱いが大きく変化した（2007 年改正の刑事訴訟法に身体不拘束の原則が明文化され，拘束前の裁判所の審査へ弁護人の立会いが認められたことなど。）ことから，弁護士会，裁判所，検察庁にその制度の実施状況を，聞きに行って調査するためのものです。主に，起訴される前に被疑者の身体拘束を解く制度である拘束適否審査制度の実際の状況について調査するのが目的でした。

17 日には，ソウルの大韓弁護士協会を訪ねた後，国選専担弁護士の事務所も訪問しました。翌 18 日には，ソウル中央地方法院（裁判所）とソウル中央地方検察庁を訪問しました。

大韓弁護士協会では，拘束適否審査制度の手続の実情，判断の分かれ目となるポイントがどこにあるのか，拘束適否審査制度の利用状況などを調査しました。近年，状況としては，拘束適否審査制度の利用は減ってきているのですが，その理由の一つとして拘束段階での令状請求に対する裁判所の審査で令状請求が却下される場合が少なくないことがあげられていました。また，容疑を否認しているからといってそれを裁判所が被疑者の不利に扱うことは制度上も実務上もないとのことでした（写真１　大韓弁護士協会の写真）。

また，国選専担事務所（国選弁護人として刑事弁護を専門に扱う弁護士事務所）が韓国各地にあり，訪問した事務所はソウル中央地方法院に係属する事件を扱う韓国最大級の国選専担事務所で 40 名弱の弁護士が所属しており，各弁護士により担当する事件の種類が異なり（第１審

の事件，控訴審の事件など)，なかでも，令状専担弁護士が２名いるというのが驚きでした。令状専担弁護士は，私選弁護人がついていない被疑者の令状審査や拘束適否審査を専門に担当するのですが，起訴前の令状審査を専門に担当する弁護士がいるというのは，刑事弁護の質の向上にも大きく寄与しているのではないかと思いました。

ソウル中央地方法院では，実際の拘束適否審の裁判所での進め方を中心とした手続をや統計情報を中心にヒアリングを行いました。ここでも，拘束適否審査の前の令状発布段階で裁判所が厳格に審査しているため，拘束適否審査の利用が減ってきているとのことでした。ソウル中央地方法院は，敷地の広さや，建物の巨大さに驚きました。（写真２　ソウル中央地方法院の建物。岡山の裁判所のいったい何倍になるのかという大きさです。）

ソウル中央地方検察庁では拘束適否審査請求がなされた場合の検察官の対応，拘束適否審査により被疑者が釈放されることで捜査に与える影響などを調査しました。

このように２日間で，弁護士会，弁護士事務所，裁判所，検察庁と訪問しましたが，それぞれの訪問先でお会いした弁護士，裁判官，検察官の醸し出す雰囲気は日本の弁護士，裁判官，検察官ととても似ているのが興味深かったです。今回の視察では，拘束適否審査の前の拘束請求の段階で裁判所の審査が実質的になされるようになってきたので，その分拘束適否審査制度が利用される事件数が減ってきているということもわかりました。日本では，起訴前に身体拘束を争うのは，とてもハードルが高いというのが実情ですが，このような状況を当然と思ってはいけない，と思わされた韓国調査でした。

調査２日目の夜には，韓国警察大学校の李東熹教授と視察団で韓定食を囲んでの会食をすることもできました。もちろん，刑事裁判や捜査についての話が多かったのですが，韓国では普通の店で生ビールが出ない（ビール専門店などでしか飲めない）ことなど，役立つ？情報も聞けました。李教授は日本に留学した経験もあり，日本の法制度にも詳しい方です。今年 11 月９日に開かれるプレシンポジウムでもお話しいただける予定なので，こちらも見（聞き）逃せない企画です。

ソウル中央地方法院

新任のご挨拶

弁護士　上尾（うわお）　洋平（ようへい）

皆さま，初めまして。この度，平成24年６月から岡山パブリック法律事務所の岡山大学内支所に着任致しました上尾洋平（うわお　ようへい）と申します。

私は，福井県生まれで，岡山には全く縁もゆかりもなく育ったのですが，司法試験合格後に司法修習の地として岡山を訪れ，約１年間岡山で生活しました。

私の生まれ故郷の福井県は，非常に住みやすく愛着がある土地ですが，天候といえば曇りや雨が多い印象で，少し暗いイメージがあります。その点，岡山は晴れの国というだけあって，本当に天気がよい日が多く，日々快適に過ごせています。

司法修習生の時代は，仲間と一緒に清水白桃やピオーネ狩り，香川のうどんツアーなどを満喫しましたが，岡山にはまだまだ私の知らない魅力がたくさんあるそうなので，今後岡山の隠れた魅力を発見すべく，色々と探索したいと思っています。

仕事の面では，非常にやりがいがある仕事が多く，市民の駆け込み寺というポリシーのもとで，日々一生懸命仕事をこなしています。ただ，まだまだ未熟で実力不足を痛感する日々でもあります。

あと，岡山歴は１年と少ししかないため，岡山の地理に大変疎く，相談者の方から地名を仰って頂いてもピンと来ないことが多々あります。

今後，仕事を覚えていくのと併せて，岡山のこともしっかりと勉強していきたいと思っています。

最後に，微力ながら，当事務所にご相談にいらした方の力となれるように精一杯頑張っていきたいと思いますので，今後ともよろしくお願い致します。

弁護士法人　岡山パブリック法律事務所

〒700-0905　岡山市北区春日町5-6（岡山市勤労者福祉センター2F）

TEL(086) 231-1141　FAX(086) 803-3677

ホームページ　http://www.okayama-public-lo.jp/　　E-mail　info@okayama-public-lo.jp

- 津　山　支　所……〒708-0062　岡山県津山市京町73-2 丹沢ビル２階　TEL：0868-31-0035　FAX：0868-31-0036
- 岡山大学内支所……〒700-8530　岡山市北区津島中３丁目1-1（岡山大学文化科学系　総合研究棟１階）　TEL：086-898-1123　FAX：086-898-1124
- 玉　野　支　所……〒706-0002　岡山県玉野市築港１丁目17番５号　サニーセブンビル202　TEL：0863-33-6113　FAX：0863-33-6115

岡パブログ　http://okapub.blog136.fc2.com/